

令和3年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業 業務委託仕様書

1 目的

(1) 事業の目的

G7伊勢志摩サミットから5年、本県とパラオ共和国の友好提携締結から25年の節目を迎える令和3(2021)年に、志摩市を中心とした伊勢志摩地域において開催される第9回太平洋・島サミット(以下「PALM9」という)に向け、本県では、開催気運の盛り上げを図るとともに、国内外へ三重の魅力を発信し、地域経済の回復に繋げることを目指して事業展開を進めている。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、デジタルトランスフォーメーション(DX)が加速し、これまでのような現実の催事と紙媒体を中心としたPR手法から、WEBやSNSを活用したオンライン上でのPR手法への変革が求められている。

こうした状況の中、本事業はSNSを通して、PALM9に関する情報発信、本県や志摩市などが実施する現実の催事の情報発信を行い、開催気運醸成を図るとともに、観光や食文化をはじめとする本県の魅力を発信し、もって本県のブランド力向上を図ることを目的として実施する。

(2) 事業展開スケジュール

本事業の目的達成に向けた全体的なスケジュールは以下の通りである(太枠部分が今回委託部分)。

時点 (開催日起点)	取組の趣旨	主な対象と内容 (イメージ)	その他の取組 (現実の催事等の案)
令和2年10月15日から 200日前まで	本事業のスタートアップ	【県内向け】 PALM9の周知、太平洋島しょ国に関する理解促進	地元ラグビーチーム協力によるPR、サミエール等におけるPR展示
200日前 (12月中旬)	サミットの認知・浸透	【国内・国外向け】 県民からの情報拡散企画、三重県の魅力発信	
100日前 (3月下旬)	関心・理解度の向上	【県内向け】 太平洋島しょ国、PALM9に関する理解促進 【県外・国外向け】 開催地・三重の魅力発信	
4月1日～ 60日前(5月上旬)	共感・参加意識の醸成	【県内向け】 PALM9に関する理解促進・情報拡散 【県外・国外向け】 開催地の魅力発信	地元ラグビーチーム協力によるPR、三重テラス、ホテル等都市圏でのPR、駐日大使・メディアによる視察、志摩市主催イベント、広報親善大使の活用等
30日前 (6月上旬)	開催気運の共有・拡散	【共通】 PALM9に関する理解促進・情報拡散	
開催日 (7月上旬想定)	安全・安心なサミット開催	【共通】 PALM9本体会合等に関する情報発信	本体会合、地元プログラム、配偶者プログラム等
開催後	成果の発信	【共通】 PALM9成果の発信、開催地の魅力発信	

時間の流れ

2 業務内容

(1) SNS アカウントの運用

- ① 三重県が開設している以下のアカウントを運用し、PALM9 に関する情報及び観光や食文化等の三重県に関する情報、三重県や志摩市などが実施する PALM9 に関する現実の催事に関する情報を発信すること。

ア Twitter 「【三重県公式】シマサミン@PALM9」

イ Instagram 「PALM9 inMIE」

ウ Facebook 「PALM9 TrendMag」

エ YouTube 「PALM9 webTV」

- ② 2か国語（日本語及び英語）での情報発信を行うこと。なお、英語での情報発信にあたっては、できる限りネイティブスピーカーにより投稿内容を作成することが望ましい。
- ③ SNS の運用期間は令和3年4月1日（木）から令和3年7月31日（月）までとし、契約終了時にアカウントを三重県へ引き渡すこと。
- ④ 運用期間中の実施計画（コンセプト、スケジュール、主に訴求したい対象者、各 SNS での投稿内容、フォロワー数や閲覧数等の数値目標等）を提案すること。
- ⑤ 各 SNS アカウントの運用

各 SNS アカウントにおける投稿素材は同一でも可とするが、各 SNS の特性に応じて投稿内容を変更すること。

ア Twitter 「【三重県公式】シマサミン@PALM9」は次のとおり運用すること。

(ア) 独自ツイートを1日1件以上行うこと。なお、日本語版、英語版は別々にカウントすることとし、それぞれ別の日に投稿することも可能とする。ただし、契約期間を通じて、日本語版、英語版の投稿比率を概ね50%ずつとすること。

(イ) 公式アカウントの確認がとれる政府機関、地方公共団体、観光協会等の公共団体及び県が指定する個人・団体が本事業に関連するツイートを行った場合は、引用リツイートを行うこと。この場合、即時性のある情報発信を行うため、日本語のみ投稿することも可能とし、1日平均1件以上引用リツイートを行うこと。

(ウ) 本事業の内容に関連するツイートをリツイートすること。

(エ) 本事業の目的を達成するために有効と考えられる場合は、他のユーザーをフォローすること。フォローするユーザーは受託者が県に提案し県が同意するものまたは県から指示があったものとする。

(オ) 「シマサミン」のキャラクターを確立し、認知度を高めるための取組を実施すること。

(カ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案すること。

イ Instagram 「PALM9 inMIE」は次のとおり運用すること。

(ア) フィードへの投稿を平均週3件以上、期間中57件以上行うこと。なお、

2か国語を併記して1件とカウントする。

(イ) 投稿にあたっては、ハッシュタグをなるべくたくさん付けるなど、リーチ数の増加を図ること。

(ウ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね！」を行うこと。

(エ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案すること。

ウ Facebook「PALM9 TrendMag」は次のとおり運用すること。

(ア) Facebook ページへの投稿を平均週1件以上、期間中19件以上行うこと。

なお、2か国語を併記して1件とカウントする。

(イ) Facebook に投稿する内容は、Twitter、Instagramにおいて掲載した情報をより詳細に伝えるなど、ユーザーがより興味と理解を深めるためのものとする。

(ウ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね！」を行うこと。

(エ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案すること。

エ YouTube「PALM9 webTV」は次のとおり運用すること。

(ア) 県が撮影した未編集の動画を受託者が編集し、YouTube チャンネルへ投稿すること。投稿件数は契約期間を通じて10本程度とする。

(イ) その他の動画投稿については自由提案とし、動画の内容・長さ、投稿件数等について提案すること。

⑥ 投稿内容

ア 投稿する内容は受託者が作成し、内容を県と協議の上、投稿すること。ただし、即時性が求められる内容については、受託者の責任において投稿を行い、県に事後報告を行うこと。

イ 地元ラグビーチームや地元学校関連をはじめとする投稿素材を県が提供する場合は、受託者が他の投稿とスタイルを統一させ、投稿を行うこと。これらの投稿は計19回とし、2-(1)-⑤に指定する投稿件数には含まないものとする。

ウ 県が指定する現実の催事等取材し、その記事を各 SNS アカウントに投稿すること。積算にあたっては、取材回数を5回、取材場所を志摩市内と想定し、これらの投稿は2-(1)-⑤に指定する投稿件数に含めることも可能とする。

エ PALM9 開催当日に会場を取材し、リアルタイムでの情報を発信すること。積算にあたっては、PALM9 の日程を2日間、取材場所を志摩市内と想定し、これらの投稿は2-(1)-⑤に指定する投稿件数に含めることも可能とする。

オ 投稿する内容は、取材などにより適切に情報を収集し、即時性のある情報発信とすること。

カ 地元住民や在日留学生等、太平洋島しょ国にゆかりのある人物を活用するほか、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等により投稿の拡散を図ること。

キ 受託者による投稿のほか、みえグローバル学生大使*が主体となった SNS 発

信企画等を県の担当者が投稿する予定であるため、アカウント情報の共有を行うこと。

※みえグローバル学生大使：伊勢志摩サミットを契機に、三重県内において国際交流や国際貢献といった国際的な活動を継続的に行う高校生及び大学生等を「みえグローバル学生大使」として知事が委嘱している。

(2) 情報拡散企画の実施

- ① 本事業に関する情報を拡散するため、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等を活用した有効な手法を提案・実施すること。
- ② リーチやインプレッションを獲得するため、広告を活用した有効な手法を提案・実施すること。なお、広告に要する費用の総額は400,000円以上とすること。
- ③ 広告宣伝において、必要に応じてクリエイティブ等を作成すること。
- ④ クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については県と協議の上、決定すること。

(3) 経済波及効果の測定

契約期間中のSNS運用による経済波及効果を測定すること。経済波及効果の測定方法・手段については提案すること。

(4) その他共通事項

- ① 各SNSアカウントを統一的にブランド化して運用し、より効果的な情報発信を実現するための責任者を置くこと。
- ② スケジュールの提案にあたっては、第9回太平洋・島サミットの開催日を7月上旬と想定した上で、1-(2)事業展開スケジュールと整合させること。
- ③ 受託者が作成した投稿案と県の方針を調整するための会議を月2回程度開催すること（オンライン会議でも可とする）。
- ④ 本事業による情報発信や広告等に対する反応について、分析に必要なデータを収集・解析し、エンゲージメント率を高めるための改善を行うこと。また、その結果について、③の会議において、報告すること。
- ⑤ 投稿にあたっては、「三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドライン※」に準拠すること。

※URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/socialmedia/68084043328.htm>

- ⑥ 別途ロゴマーク及び広報親善大使が外務省により決定される予定であるため、できる限り活用すること。
- ⑦ 県が協賛等によるプレゼント企画を実施する場合は、コンテンツの作成や情報発信、発送先情報の収集、賞品の発送等を行うこと。費用の見積にあたっては、プレゼント企画を2回、発送先を合計200件（60サイズ）として積算すること。なお、賞品代は県が別途用意するため、見積には含めないこと。
- ⑧ 本事業のSNSアカウントを周知するために配布する300円程度のノベルティグッズを1,000個作成すること。ノベルティグッズの仕様等については、提案すること。
- ⑨ コメントやメッセージ（外国語によるものを含む）があった場合、内容につ

いて県と協議の上、こまめに回答すること。特に、太平洋・島サミットや観光情報に関する質問があった場合には最長3日以内に返答すること。

- ⑩ 書き込みに対するネガティブチェックを毎日実施し、ネガティブな書き込みや攻撃的内容が急増した場合、すみやかに適切な緊急対応措置を実施すること。
- ⑪ 記事に掲載する写真や動画について、掲載許可を取得すること。
- ⑫ 記事の写真等については、今後、県が作成するPRツールに無償で掲載する場合があるため、写真等入手の際には、これを前提に許可を得ておくこと。
- ⑬ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑭ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については積極的に提案・実施すること。

3 成果品

(1) 納品する成果品

- ① 委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を記載した「委託業務報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部
- ② 委託業務において生じた成果物 各1部
- ③ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ④ 必要があれば実施内容の説明資料 1部

(2) 成果品の提出期限

令和3年8月13日（金）17時まで

4 契約上限額

6,708,724円（消費税及び地方消費税を含む）

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (4) PALM9の日程により、委託契約期間を変更する必要があるため留意すること。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課 太平洋・島サミット推進班 古市、西尾

TEL: 059-224-2638

FAX: 059-224-3024

E-mail: palm9@pref.mie.lg.jp